

もしもの時の 災害廃棄物処理の手引き

大災害によって発生する

ごみってどうするの？



この冊子は、札幌市に大災害※が起きたときのごみの出し方や、日頃からの備えなどについて市民の皆さんに知っていただくために作成しました。

ぜひこの冊子を活用して、災害時のごみ処理について、日頃から考えておきましょう。

※この手引きは、札幌市に震度7の地震が発生し、大量の廃棄物が発生した場合の対応について記載したものです。災害の規模に応じて、対応内容は変更されることがあります。

札幌市 環境局 環境事業部

1 大災害時に発生するごみはどのように処理するの？

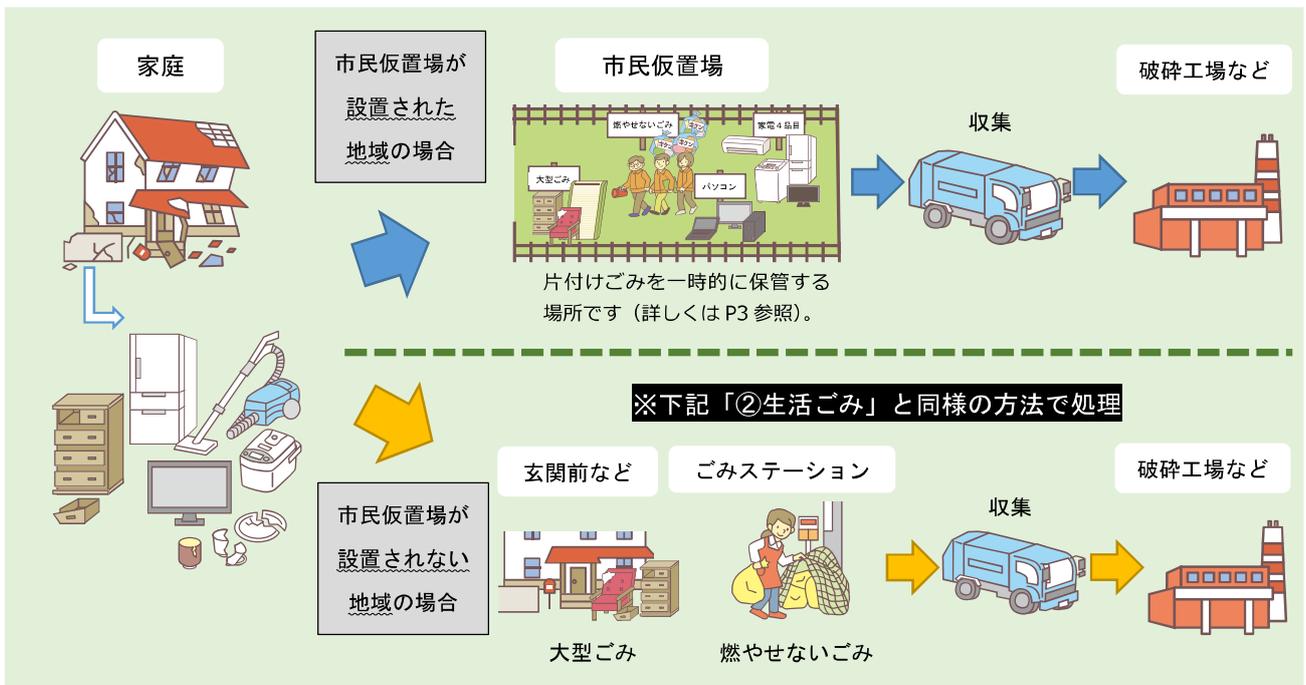
震度7の地震などの大規模な災害が発生すると、家庭や避難所、建物自体から、5種類のごみが発生します。



① 片付けごみ

片付けごみとは、災害によって壊れたり汚れたりした食器や家具などの、燃やせないごみや大型ごみのことです。家庭で片付けごみが大量に発生し、生活に支障があるときには市民仮置場を設置することがあります。

市民仮置場が設置されない地域では、通常どおり、大型ごみは事前申し込みのうえ玄関前などの打ち合わせた場所に、その他のごみはごみステーションに排出をお願いします。



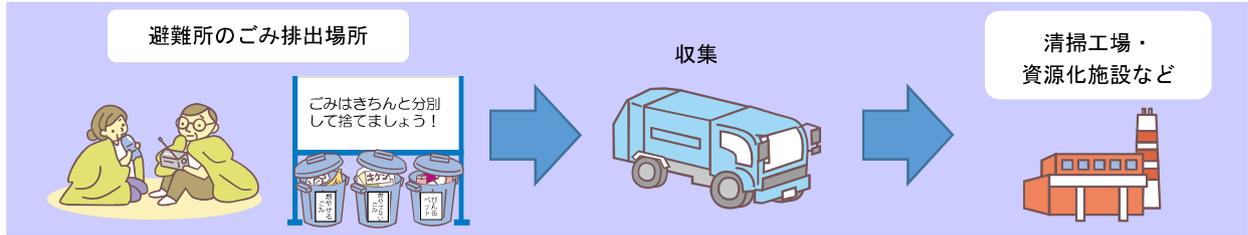
② 生活ごみ

生活ごみとは、災害の発生の有無に関わらず、家庭で生活する際に排出される、「①片付けごみ」以外のごみのことです。生活ごみのうち、大型ごみは事前申し込みのうえ玄関前などの打ち合わせた場所に、その他のごみはごみステーションに排出をお願いします。



③ 避難所ごみ

避難所ごみとは、避難所で生活する際に排出されるごみのことです。避難所では、避難所の分別ルールに従って排出をお願いします。



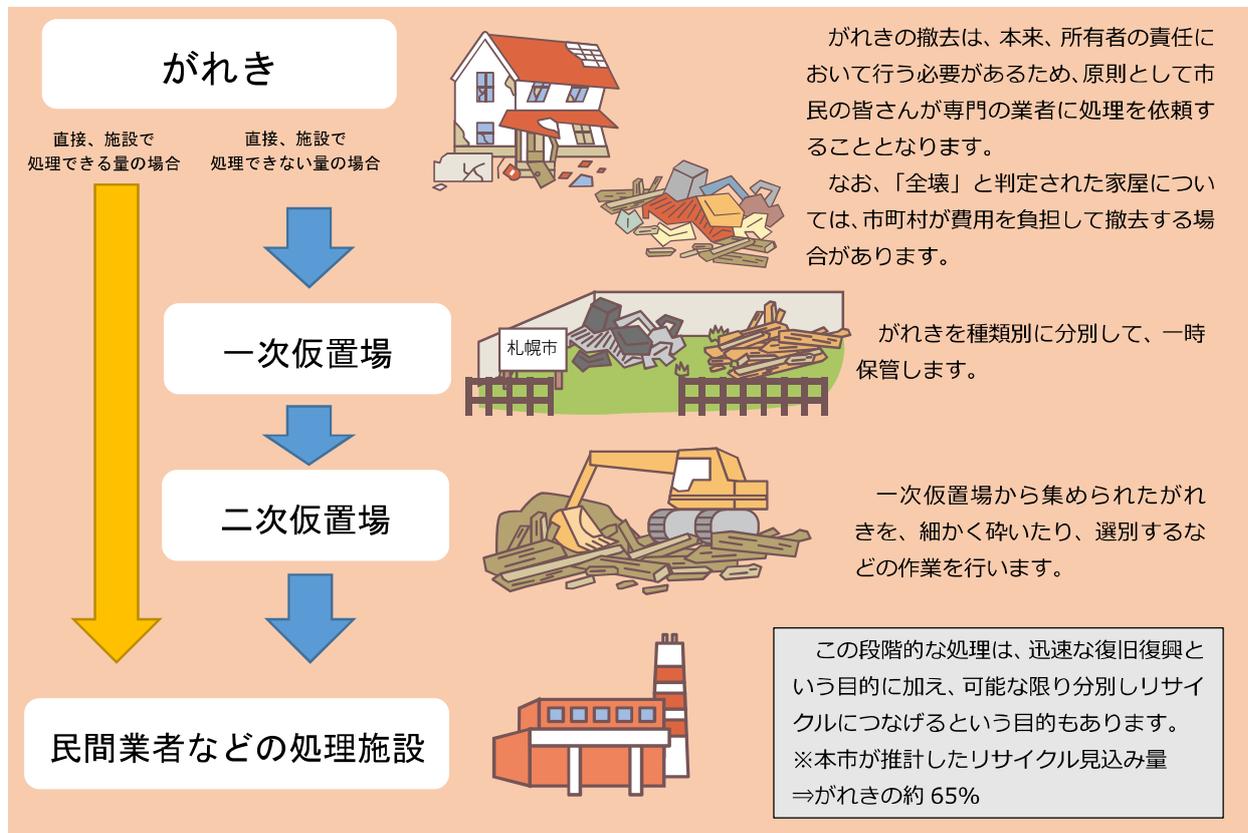
④ し尿

大災害時において、断水等により避難所のトイレが使用できなくなる場合は仮設トイレを設置し、そこから出るし尿を収集・処理します。



⑤ がれき

がれきとは、災害によって壊れた家や建物などから発生する、コンクリートや木材、金属くずなどのことです。がれきは本来、処理施設へ直接運ばれるものですが、がれきが大量にあり、直接施設へ運ばれると処理しきれない場合は、市が一次仮置場・二次仮置場を設置し、段階的に処理します。



2 「片付けごみ」や「避難所ごみ」はどうやって出せばいいの？

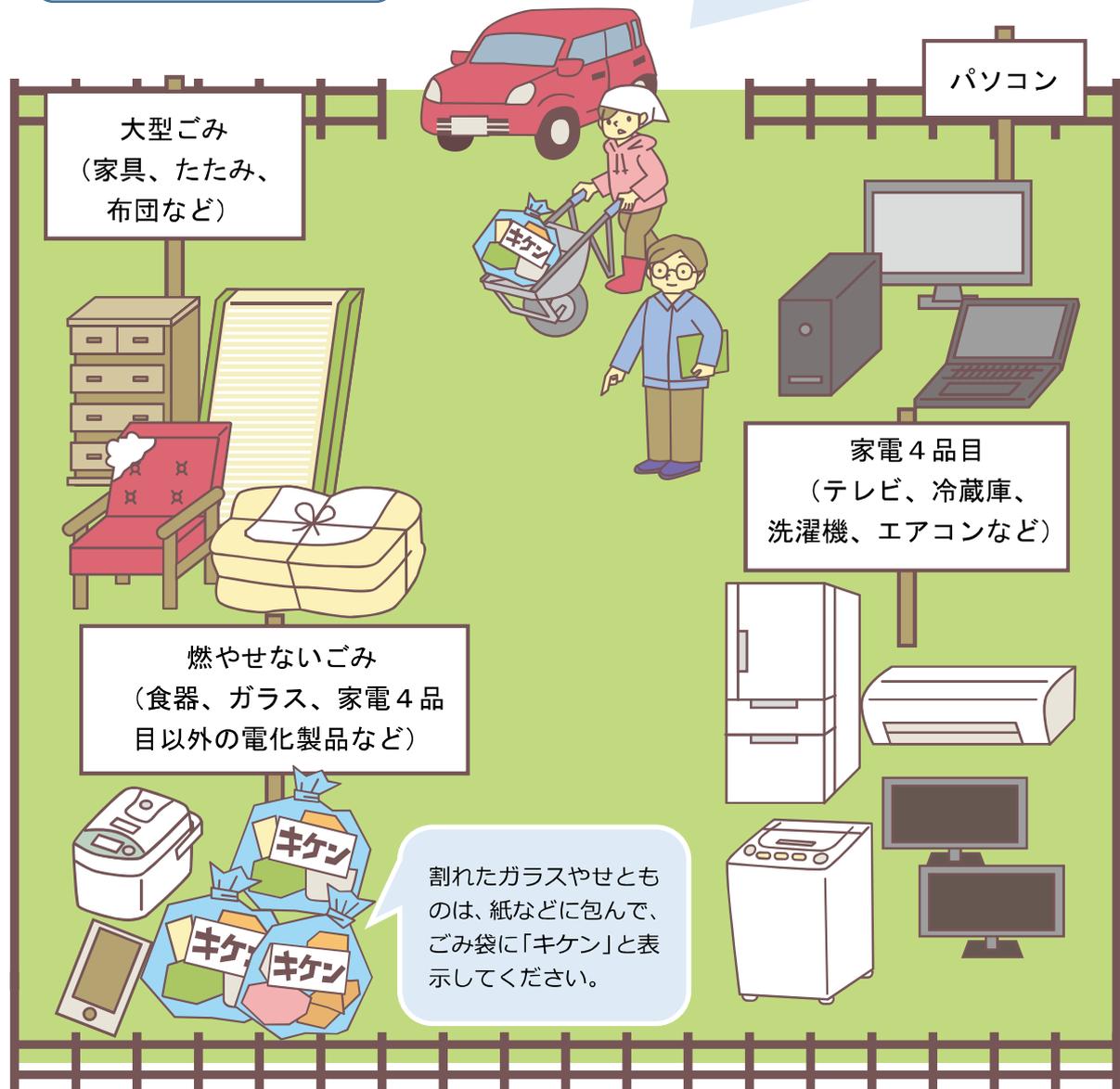
大災害により発生する「①片付けごみ」「②生活ごみ」「③避難所ごみ」「④し尿」「⑤がれき」のうち、災害発生直後の対応が特に重要な、「片付けごみ」と「避難所ごみ」「し尿」の出し方について、イラストで説明します。

片付けごみ

道路の損壊や家屋の倒壊などで、ごみステーションが利用できない場合などに、市民の皆さんが多量の片付けごみを排出できる場所として仮置場を設置します。仮置場を設置していない地域では、通常どおり排出してください。

市民仮置場（公園など）

災害時には多くのごみが出るのが予想されます。1日でも早くごみが片付くように、ごみの分別にご協力ください。



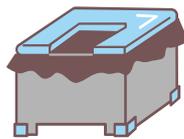
避難所ごみ・し尿

避難所ごみは、避難所での分別ルールに従って排出してください。
断水等により避難所のトイレが使用できない場合は、仮設トイレを使用してください。
なお、仮設トイレが設置されるまでは、避難所にある簡易トイレを使用してください。

避難所（体育館など）



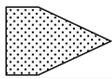
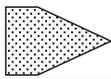
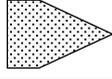
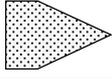
簡易トイレ使用後の注意事項



簡易トイレ

- 使用後は、凝固剤を入れて汚物を固めてください。
- 臭気漏れ防止のため、袋は二重にして縛ってください。
- 汚物は、ダンボール箱等に入れて保管してください。

3 大災害発生後の大まかなスケジュール

時期の 目安		初動期 (24 時間以内)	災害発生初期 (概ね 3 日目頃まで)	応急期 (概ね 14 日目頃まで)	復旧期
					
片付けごみ 	市民	ごみは自宅の中で保管	・市民仮置場が設置された地域の場合 →市民仮置場へ排出 ・市民仮置場が設置されなかった地域の場合 →大型ごみは事前申し込みのうえ玄関前などの打ち合わせた場所へ、それ以外はごみステーションへ排出		通常どおり、大型ごみは事前申し込みのうえ玄関前などの打ち合わせた場所へ、それ以外はごみステーションへ排出
	行政	収集車・処理施設の状況確認	片付けごみの収集 必要に応じて市民仮置場の設置		通常の収集体制
生活ごみ 	市民	ごみは自宅の中で保管	大型ごみは事前申し込みのうえ玄関前などの打ち合わせた場所へ、それ以外はごみステーションへ排出 収集できないごみ種は自宅のなかで保管		通常どおり、大型ごみは事前申し込みのうえ玄関前などの打ち合わせた場所へ、それ以外はごみステーションへ排出
	行政	収集車・処理施設の状況確認	一部の生活ごみの収集	生活ごみの収集継続 (収集するごみ種の増加)	通常の収集体制
避難所ごみ 	市民	避難所の分別ルールに従って排出			避難所閉鎖後は発生しない
	行政	収集車・処理施設の状況確認	避難所ごみの収集		避難所閉鎖後は発生しない
し尿 	市民	避難所で簡易トイレを利用	避難所で仮設トイレや簡易トイレを利用		自宅や避難所の水洗トイレを利用
	行政	収集車・処理施設の状況確認	仮設トイレ設置、し尿の収集		仮設トイレの撤去
がれき 	市民	ごみは敷地内で保管		原則、専門の業者に処理を依頼し、処理	
	行政	処理施設の状況確認 がれきの受入・処理体制の準備		一次・二次仮置場でのがれきの受け入れ、処理	

4 大災害後に市が行うごみ処理にご理解・ご協力をお願いします。

生活ごみについてのお願い

- 災害直後は、ごみを収集できないことがあり、災害の発生から概ね3日以内に収集を再開することを目標としています。
- 再開後は、腐りやすい生ごみが入った「燃やせるごみ」を優先的に収集する必要があるため、**燃やせるごみ以外の収集は一時的に中止する場合があります**。その際、収集できないごみはご自宅でご保管をお願いします。



収集できない種類のごみは、収集再開までご自宅で保管してください。



燃やせるごみは、他の種類のごみより優先して収集します。

市民仮置場に関するお願い

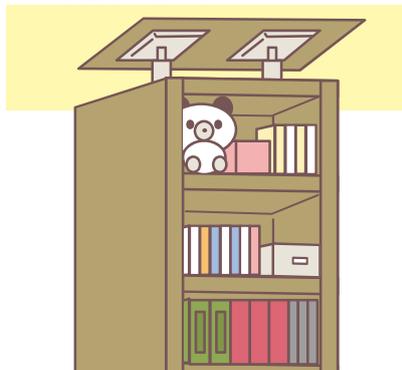
- 道路の損壊や家屋の倒壊などで、ごみステーションが利用できない場合などに、市民が大量の片付けごみを排出できる場所として仮置場を設置します。
- 市民仮置場は、地域の皆さんと相談しながら設置します。設置する場合は、**地域の皆さんに管理・運営をお願いすることもあります**ので、ご協力をお願いします。
- 市民仮置場を設ける場合は、**お近くの公園等に設置する予定です**。



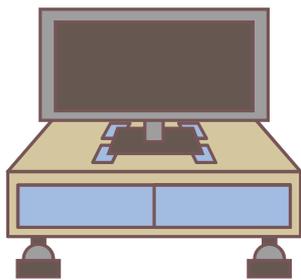
災害によるごみを出さないために日頃から気を付けること

家具を固定する！

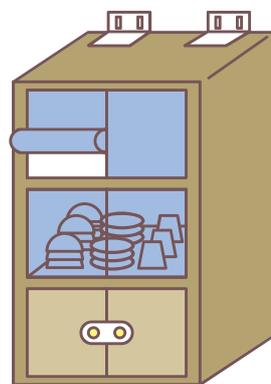
家具や電化製品を壁に固定して倒れにくくすることで、身を守るだけでなく、破損を防ぐことができます。



つっぱり棒での固定。重い物を下段に収納して重心を低くしましょう。



キャスター付きの家具は下皿などで移動防止。テレビは粘着マットで固定（壁にベルトなどでつなぐ方法も）。

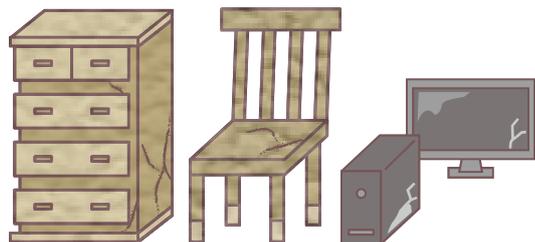


L字金具での固定。ガラス飛散防止フィルムを張る。扉開放防止器具やすべり止めシートで食器の飛び出しを防止。

不要なものは処分しておく！

災害により部屋にもものが散乱すると、片付ける手間が増えてしまいます。

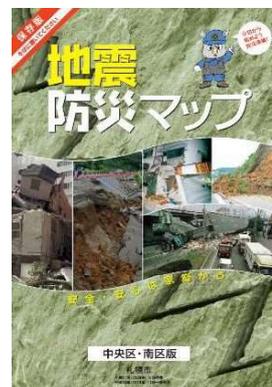
不用になった家具や電化製品などは、日頃から処分しておきましょう。



防災について知りたいときは

札幌市では、市民の皆さんに防災について知っていただくため、各種パンフレットを作成しています。

これらの資料もあわせてご覧ください。



各区役所や危機管理対策室（札幌市役所7階）で配布しています。

発行 平成31年4月

札幌市 環境局 環境事業部 循環型社会推進課

電話 011-211-2912 FAX 011-218-5108

SAPPORO



さっぽろ市
02-J01-19-739
31-2-579